

คำสั่งสำนักงานคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุน

ที่ น.1/2566

เรื่อง ระบบสำหรับการปฏิบัติหน้าที่โดยวิธีการทางอิเล็กทรอนิกส์

非公式訳

投資委員会事務局命令

第 Nor. 1/2566 号

件名： 電子的手段による業務遂行のためのシステム

仏暦 2565 年（2022 年）電子公務執行法第 16 条の第 1 段落では、法律、規制、決議または命令に従い、公務員の業務遂行を書面、本、または文書で作成しなければならないと定められている場合、官公庁の長官が定める電子的手段により作成すれば、公務員はその法律、規制、決議または命令に従って行動したとみなされると定められている。公務執行のを率化を図るために、当該条文に基づき電子的手段による投資委員会事務局係員の業務遂行のためのシステムを決定することが適当であるため、

仏暦 2565 年（2022 年）電子公務執行法第 16 条の第 1 段落の権限に基づき、投資委員会長官は以下のように発令する。

第 1 項 本布告において

「事務局」とは、投資委員会事務局を意味する。

第 2 項 事務局の係官が以下の電子システムで業務を遂行すること。

- (1) 事務局が指定する様々な e-Service システム
- (2) 電子文書管理システム
- (3) 事務局が手配する電子メール (e-mail)、@boi.go.th というドメイン名
- (4) 内部業務支援システム <https://intranet.boi.go.th>
- (5) 電子プログラム 例として
 - 3CX Web Meeting
 - Microsoft Teams
 - NT Conference
 - ZOOM Meeting など
- (6) 事務局布告に基づき指定する様々な電子システム

第 3 項 本命令に反した命令について本命令に置き換えることとする。

尚、仏暦 2566 年（2023 年）1 月 10 日より有効とする。

発令日： 仏暦 2566 年（2023 年）1 月 9 日

ナリット・テートサティエーラサック

(ナリット・テートサティエーラサック)

投資委員会長官